

平成 20 年 5 月 22 日

各 位

株式会社オリエンタルランド
(コード番号 4661 東証第 1 部)

自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 8 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。その取得方法として、平成 20 年 5 月 22 日開催の取締役会において、金融商品取引法（以下「法」といいます。）に定める発行者による上場株券等の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、平成 20 年 5 月 8 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項および当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。その取得方法として、平成 20 年 5 月 22 日開催の取締役会において、法に定める発行者による上場株券等の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。これに伴い本公開買付けを行うものです。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 20 年 5 月 8 日公表）

(1) 決議内容

| 種類 | 総数 | 取得価額の総額 |
|------|-------------|------------------|
| 普通株式 | 5,000,000 株 | 32,500,000,000 円 |

(注1) 発行済株式総数に対する割合 5.26%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注2) 取得する期間 平成 20 年 5 月 9 日(金曜日)から平成 21 年 3 月 31 日(火曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

買付け等の期間

平成 20 年 5 月 23 日（金曜日）から平成 20 年 6 月 19 日（木曜日）まで

（20 営業日）

公開買付開始公告日 平成 20 年 5 月 23 日 (金曜日)

(2) 買付け等の価格 1 株につき 金 5,820 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付けの買付け等の価格（以下「買付け価格」といいます。）の決定に際して、基礎となる当社株式の適正な時価として、直近の株価を重視し、当社株式の本公開買付けを決議する取締役会開催日の前営業日（平成 20 年 5 月 21 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値が妥当であるとの結論に至りました。

また、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが望ましいものと判断いたしました。

ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例において、ディスカウントで行われた事例を踏まえ、7%と設定いたしました。

最終的に、平成 20 年 5 月 22 日開催の当社取締役会の前営業日（平成 20 年 5 月 21 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値に対して 7%のディスカウントとなる 5,820 円（10 円未満四捨五入）を買付け価格とすることを決定いたしました。

算定の経緯

当社は平成 19 年 5 月に中期経営計画『Innovate OLC 2010』を策定し、当社グループの価値向上策の一つとして、株主還元を掲げております。自己株式取得につきましても、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善、ROE の向上および株主への利益還元等を目的として、かねてより実行を検討しておりましたが、平成 20 年 2 月、当社の筆頭株主である京成電鉄株式会社より、有利子負債削減等の理由により保有する当社株式の一部を売却する意向がある旨の表明を受けました。

そこで当社は、一時的にまとまった株式の市場への放出について、昨今の株価動向および需給バランスの悪化に伴う市場価格への影響に鑑み、自己株式として買い受けることについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当該株式を当社が自己株式として買い受けることは上記目的につながるものと判断いたしました。

なお、自己株式の取得にあたっては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

平成 20 年 4 月、当社より京成電鉄株式会社へ当社が独自に決定する価格での公開買付けを実施した場合の応募について打診し、応募する意向がある旨の回答を得ましたので、買付価格算定の具体的な検討を開始いたしました。

その結果、平成 20 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、直近の市場価格の動向と過去の自己株式の公開買付事例等を総合的に勘案し、本公開買付けを決

議した取締役会開催日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に対して7%のディスカウントとなる5,820円(10円未満四捨五入)を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

| 株式の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 計 |
|-------|------------|-------|------------|
| 普通株式 | 4,200,000株 | - | 4,200,000株 |

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(4,200,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。)
- (注3) 発行済株式総数に対する割合 4.42%(小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金 24,474,000千円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸経費についての見積り額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
 新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

決済の開始日 平成20年6月26日(木曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ)個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、株式等の譲渡所得

等に関する申告分離課税の適用対象となります。

(ロ)法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額（買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額）が差し引かれます。なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成20年6月19日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成20年6月25日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) 大株主による応募について

当社の主要株主である京成電鉄株式会社から、本公開買付けに対して、保有する当社株式の一部に応募する意向がある旨の通知を受けております。

(ご参考) 平成20年5月22日現在の自己株式の保有

| | |
|---------|--------------|
| 発行済株式総数 | 95,122,540 株 |
| 自己株式数 | 2,612 株 |

以上